

❖ 地方交付税

■ 地方交付税（ちほうこうふぜい）

地方公共団体の税源の不均衡を調整することによって、地方税収入の少ない団体にも財源を保障し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう、国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付するもので、普通地方交付税と特別地方交付税があります。

■ 普通地方交付税（ふつうちほうこうふぜい）

基準財政需要額が基準財政収入額を上回った場合、その財源不足額が交付されます。反対に基準財政収入額が基準財政需要額を上回った場合は、普通交付税は交付されず、不交付団体となります。久万高原町は普通交付税の交付を受けている交付団体です。

■ 特別地方交付税（とくべつちほうこうふぜい）

基準財政需要額や基準財政収入額の算定に反映することのできなかつた具体的な事情（除排雪経費・台風などによる災害など）を考慮して交付されるものです。普通交付税を交付されない不交付団体にも特別地方交付税は交付されます。

■ 標準財政規模（ひょうじゅんざいせいきぼ）

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すものです。

地方税法に定める法定普通税を、標準税率により地方交付税法で定める方法で算定した標準税収入額に、地方譲与税、交通安全対策特別交付金を加え、さらに普通地方交付税を加算して算定されます。

■ 標準税収入額（ひょうじゅんざいしゅうにゅうがく）

基準財政収入額の基準税額に $100/75$ を乗じて求めた数値です。地方公共団体の標準的な税収入額を表し、これに地方譲与税、交通安全対策特別交付金を加えたものが標準税収入額等、さらに普通交付税を加えたものが、標準財政規模といい、起債制限比率等の財政分析数値に用いられます。

■ 基準財政収入額（きじゅんざいせいしゅうにゅうがく）

地方交付税額の算定基礎となるもので、地方公共団体の標準的な一般財源収入額を一定の方法によって算定するものです。

地方公共団体が標準的に収入し得ると考えられる地方税等のうち、基準財政需要額に対応する部分で、標準税率で算定した地方税等の収入見込額のうち、都道府県にあつては 80% 、市町村にあつては 75% の額とされています。（この残りの 20% 又は 25% は、各地方公共団体の独自施策の実施のために留保されています。）

■ 基準財政需要額（きじゅんざいせいじゅようがく）

地方交付税額の算定基礎となるもので、地方公共団体の標準的な財政需要（地方公共団体が合理的かつ妥当な平均水準で行政を行った場合に要する経費）を一定の方法によって算定するもので、行政費目ごとに算定します（地方公共団体が実際に支出した額、あるいは

支出しようとする額を算定するものではありません。)

■ 財政力指数（ざいせいりよくしすう）

基準財政収入額を基準財政需用額で割って得た数値の過去3カ年の平均値のことで、国が各種財政援助措置を行う場合の財政力の判断指数とされているものです。1に近いほど財源に余裕があるとされ、単年度で1を超える地方公共団体は普通地方交付税の不交付団体となります。現在、久万高原町は単年度では1を超えていないので、普通地方交付税の交付団体となっています。